

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習

機体重量3トン以上の車両系建設機械で作業を行う資格です。
(トラクター・ショベル、バック・ホウ、ブルドーザー等)

◎ 申込み方法

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※ 時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

◎ 講習初日提出して頂くもの

① 運転免許証 ② 住民票(運転免許証のない方)

③ 受講料 80,300円(税込)

④ 筆記用具

⑤ 実技に適する服装・手袋・靴(ヘルメットは準備しております。)(2日目以降)

◎ 受講資格・時間割表 Eコース 学科13H 実技25H (5日間)

1日目

2日目

8:40 ~ 9:00	受付、説明等	8:05 ~ 9:05	関係法令
9:10~10:10	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	9:10~10:10	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
10:15~11:15	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	10:15~11:15	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
11:20~12:20	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	11:20~12:20	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
13:20~14:20	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	13:20~14:20	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
14:25~15:25	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	14:25~15:25	学科試験
15:30~16:30	運転に必要な一般的事項に関する知識	15:30~16:30	走行の操作
16:35~17:35	運転に必要な一般的事項に関する知識	16:35~17:35	走行の操作
17:40~18:40	運転に必要な一般的事項に関する知識		

3・4日目

5日目

8:05 ~ 9:05	走行の操作	8:05 ~ 9:05	走行の操作
9:10~10:10	走行の操作	9:10~10:10	走行の操作
10:15~11:15	走行の操作	10:15~11:15	作業のための装置の操作
11:20~12:20	走行の操作	11:20~12:20	作業のための装置の操作
13:20~14:20	走行の操作	13:20~14:20	作業のための装置の操作
14:25~15:25	走行の操作	14:25~15:25	作業のための装置の操作
15:30~16:30	走行の操作	15:30~16:30	作業のための装置の操作
16:35~17:35	走行の操作	16:35~	実技試験

講習日程
月 日 ~ 月 日

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸袋6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846